

定 款

RINKO

株式会社 リンコーコーポレーション

2022年6月24日現在

株式会社リンコーコーポレーション定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社リンコーコーポレーション（英文で表わす場合はRINKO CORPORATIONとし、通称リンコー（RINKO））と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の所有、売買、貸借、仲介および管理
- (2) 船舶碇繫場業
- (3) 港湾運送事業
- (4) 貨物自動車運送事業
- (5) 貨物利用運送事業
- (6) 倉庫業
- (7) 通関業
- (8) 海上運送事業
- (9) 建築工事および土木工事業
- (10) 各種鋼材の加工・販売業および電気ならびに酸素熔接業
- (11) 損害保険・自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- (12) 各種自動車・建設機械・機械式駐車設備・昇降機・天井クレーン・コンプレッサーなど各種機械および同部品・附属品の販売ならびに賃貸、自動車分解整備事業

- (13) 旅行業、航空運送代理店業
- (14) 梱包事業
- (15) 産業廃棄物処理業および産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理業
- (16) 各種スポーツ施設・遊戯場などの娯楽施設の経営および賃貸
- (17) 広告代理業
- (18) 害虫防除業
- (19) 生命保険の募集に関する業務
- (20) 電気通信事業会社の提供する通信サービスの仲介および通信機器の販売
- (21) ホテル・旅館の経営
- (22) 事務用機械器具の販売および保守ならびに賃貸
- (23) 骨材の仕入・販売業
- (24) 輸出入貿易業
- (25) 物品の売買およびリース業
- (26) 労働者派遣事業
- (27) 前各号に付帯関連する事業
- (28) 他の事業への投資および融資
(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を新潟市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、新潟市において発行する新潟日報に掲載して行なう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、960万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の開催)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にそのつど招集することができる。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数および選任方法)

第 18 条 当会社の取締役は、20名以内とし、株主総会で選任する。

2 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、代表取締役の中から取締役社長 1 名を選定する。

3 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

(報 酬 等)

第 21 条 取締役の報酬等は、株主総会においてこれを定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の 7 日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関しては、この定款に関するもののほか、取締役会規則の定めるところによる。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数および選任方法)

第 27 条 当会社の監査役は、5名以内とし、株主総会で選任する。

2 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 30 条 監査役の報酬等は、株主総会においてこれを定める。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の7日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第 32 条 監査役会に関しては、この定款に関するもののほか、監査役会規則の定めるところによる。

(監査役の責任免除)

第 33 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第 35 条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行なう。

2 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

(附 則)

第 1 条 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- 2** 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
- 3** 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。